

平成 27 年度 第 1 回

篠山市まちづくり審議会議事録

と き 平成 27 年 8 月 12 日 (水)

と ころ 篠山市役所議員協議会室

篠山市まちづくり審議会

平成27年度第1回篠山市まちづくり審議会議事録

平成27年8月12日、平成27年度第1回篠山市まちづくり審議会が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成27年8月12日(水) 午後1時30分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

2. 出席委員の氏名

角野幸博委員 山下淳委員 藤本英子委員 田中栄治委員

田淵清彦委員 清野未恵子委員 森田和夫委員 藤原雅洋委員

【オブザーバー】

兵庫県丹波土木事務所まちづくり建築課 課長 大田圭信

【事務局】

まちづくり部 部長 梶村徳全

まちづくり部地域計画課 課長 中筋吉洋

まちづくり部地域計画課景観室 室長 横山宜致

まちづくり部地域計画課景観室 係長 山下哲也

まちづくり部地域計画課景観室 主事 山内えみ

まちづくり部地域計画課景観室 主事 羽馬雅人

【関連部署】

市民生活部 部長 野々村 康

市民生活部市民衛生課 課長 進戸 納

【開発事業者】

株式会社南興業 代表取締役 南谷清美

安田行政書士事務所 所長 安田秀生

3. 会 議

1. 開会（午後1時30分）

梶村部長よりあいさつ

2. 会長あいさつ

角野会長よりあいさつ

（これ以後の議事について角野会長が進行）

3. 議事録署名人の指名

篠山市まちづくり審議会規則第8条第2項に基づき、会長より2名の署名人を指名

委員名簿の順で委員、清野未恵子委員と森田和夫委員が指名される。

4. 審議事項

（1）産業廃棄物中間処理施設の建設について

事務局より本案件に関するこれまでの経緯を説明。その後、事業者より事業概要について説明。

角野会長

只今の説明について、委員の皆様からの意見、質問はないか。

藤原委員

資料に処理委託とあるが、最終どこに処分されるのか。

開発事業者

環境保全センター又は大栄環境である。

藤原委員

地元も懸念されているのは、そのあたりだと思うので確認願う。

田淵委員

処理場に持ち込まれる残土等はどこから持って来られるのか。

開発事業者

地域を限定している訳ではないが、必然的に兵庫県内や京都府からになるかと思う。

そちらの現場から直接の場合もあれば、中間処理施設から持ち込まれるものもあるかと思う。

基本的には中間処理施設からの土砂が中心となる予定である。

清野委員

放射線量の測定は考えているのか。また地域からそのような要望は出していないか。

稼働時間が夜間になる可能性はあるのか。

開発事業者

説明会等でも約束してきているが、稼働時間は片づけ等で30分程度伸びることはあるかもしれないが、原則午前8時から午後5時としている。それは守っていきたい。

放射線の件については、何度か質問があったが、そこから運ばれることがあるのかということもあり、そこまで検討はしていない。

清野委員

受入地域を限定しないということは、場合によっては運ばれてくるのではないか。

開発事業者

福島からのものと分かれば断らせていただくとと思う。

また、搬出元には検査票の提出を求める。

清野委員

チェックする情報は一般の方でも見られるのか。

開発事業者

放射線の件については、また指導を受けるが、24項目の成分分析については公開出来るようにしている。

藤本委員

資料に修景イメージがついているが、具体的に説明願う。

横山室長

色彩については、当初プラントが基準を超える青色だったため、景観基準内に収めていただくように、こげ茶色に塗り直していただいた。

手すりの黄色部分については、作業の注意を呼び掛ける安全上の色で

あったので、塗り直す必要はないと判断した。

さらに外周のフェンスについても同様の色にさせていただき、植栽の指導もさせていただいた。

緑化については敷地の余裕がある部分にシラカシを群植、山際にはスギの既存樹があったので、それに合わせてスギを植栽、東側の集落側は生垣にさせていただいた。

道路側については敷地に余裕がなかったので、低木を植えるよう指導した。

藤本委員

夜間照明はどうされるのか。

横山室長

夜間照明はついていない。

さきほどの説明どおり夜間の操業はされないとのことである。

藤本委員

こげ茶は良いが、手すりの黄色が景観上かなり目立っている。

安全上の場合、全てを黄色に塗る必要はないのではないかと。

手すりの上部だけを塗るという方法等も考えられるのではないかと。

田中委員

黄色にも色々あり、もう少し落ち着いた黄色にすれば、後ろの緑とも馴染むのではないかと。

安全基準上、手すりすべてを黄色にする必要があるのか、黄色の色をどこまで落とせるのかを確認いただき、配慮いただきたい。

今の修景イメージでもまだ、ぎょっとする印象を受ける。

また、植栽について、塀の外の法面では育成が難しいのではないかと。

塀の中に高木を植え、塀の外に中低木を植えるのがよいのではないかと。

植栽計画においては、しっかり育成するのか、見え方がどうかというところを押さえていただきたい。

また、有害物質のチェックは、土壤汚染の基準だけで、建築廃材の害がある物質をきっちりチェックできるのか心配される。

開発事業者	一般的に建設系の検査項目は8項目だが、今回は24項目にしている。 これは、兵庫県の環境整備課と協議し決定した。
田中委員	建設廃材以外が混じる可能性はないのか。
開発事業者	基本的には、ないと考えている。 搬出元がどういうものを処理しているのかということは確認させていただく。
藤原委員	兵庫県の緑条例との兼ね合いはどうなっているのか。
山下係長	今回は、工作物の高さが10m以上であることと、延べ建築面積が3000㎡を超えることが、まちづくり条例の対象となっている。 緑条例の対象となるのは、開発行為であり、条例の緑化率は適用されていない。
藤原委員	特定工作物にも該当しないのか。
山下係長	していない。
藤原委員	面積が3,000㎡を超えているが、都市計画法の開発行為に該当しないのか。 建築物の建設を目的とする区画形質の変更になるのではないか。
山下係長	開発事業者が兵庫県と事前協議され、該当しないということで進んできている。
大田課長	今回、敷地の中に里道・水路があり敷地が分かれているということで、都市計画法には該当していない。

森田委員

排水を最終的に篠山川に流すということは、危険物が篠山川に流れる可能性があるということである。

小多田地区だけでなくもっと大きな問題をとらまえて検討いただきたい。

野々村部長

排水については、検討会でも指摘があった。

事業者は絶対に問題ないと言っているが、排水先が地域の幹線水路に繋がっていることから、万が一の場合に備えて、開発区域外においては、篠山市で住民の不安を払しょくするためのバイパス工事を行う予定である。

排水路に放流すれば川で希薄される、また動植物の異変により素早い発見が可能であると考えている。

田淵委員

許可後においても行政からの指導はできるのか。

横山室長

この施設については、市と事業者で協定を結ぶ予定である。

その中で、維持管理や安全対策等についても位置付け、許可後においても指導できるような形になろうかと思う。

森田委員

新たな機械の設置など何か変更がある場合は、行政への届出は必要になっているのか。

開発事業者

そのような場合は、新たな許可や届出の必要がある。

清野委員

生物多様性にも配慮して排水を考える必要がある。

また、杉を植えるという植栽プランがあるが、篠山市としては、杉は間伐する方針なので、シラカシに変更するほうがよい。

角野会長

それでは、時間の都合もあるので、質疑応答はこれまでとさせていただきます。

事業者には退席願う。(事業者退席)

角野会長

それでは、これより審議に入る。

本件については、条例に基づく自治会の同意がなされていないので、より慎重に判断するために事業計画や公聴会の意見の妥当性などについてご意見いただきたい。

田淵委員

事業者は市を飛ばして県に行かれたのか。

市はまったく知らなかったのか。

中筋課長

この件については、2つの法令が関係しており1つは廃棄物の処理に関する手続、もう1つは開発に関する手続である。

開発については、篠山市のまちづくり条例によるもので、事前に説明していたが、手続が取られなかった。

廃棄物の処理については、兵庫県の環境課が担当なので、事業者は、まずそちらに行かれる。

そして、兵庫県のほうから市町に対して案件に係る照会がある。

進戸課長

今回の事業については、廃棄物処理施設の設置に係る許可の必要のない小規模なものであり、営業許可の案件として、県と進められていた。

市としては、市民衛生課が窓口となり、県からの照会に回答はしてきたが、許可権限は県にある。

田淵委員

資料を見ると全て県の責任、市の落ち度はほとんどないように見える。

本当に市に落ち度はなかったのか。

そのあたりを明らかにしていただきたい。

野々村部長

資料にも記載してあるが、昨年に兵庫県から篠山市に対して当該地がどこになるかという照会があったときに野中と回答したが、受益や隣接は、小多田が多いということを回答出来ていれば行政としてはベストだ

ったと思う。

それが出来ていなかったことは非常に反省している。

また県は、紛争予防条例を持たれているが、県は条例に基づき関係市長に意見を聴取することとしているが、それが全くなされないまま、建設が進んでしまった。

平成26年5月2日に兵庫県から事業所の底地はどこかという内容の照会があり、5月15日に野中であると回答をした。

その後、事業者が野中に説明に行かれた。

工事は8月中旬から着工されてきたが、何が建つのだろうか、産業廃棄物だということで、県と協議し、小多田で説明会を開催したり、6回の検討会を重ねてきた次第である。

山下委員

そもそも我々は、ここでどこまでの議論ができるのか。

騒音や粉じん、排水の話などが先ほどから出ているが、そういったことはここで議論できるのか。

何を考慮して、何を考慮しないのかをはっきりしていただかないと議論が混乱するばかりなので、そこをはっきりしていただきたい。

角野会長

この審議会で議論すべき、あるいは議論できる項目を説明ください。

横山室長

まちづくり条例において、地元同意を求めているが、それが得られなかった。

その代わりに公聴会の開催もしてきたが、その意見が同意を得られないことに関して公平な意見かどうかについての意見をいただきたい。

角野会長

審議会としては、公聴会の意見が地元同意に替わるものとして適切かどうかということを審議すればよいということか。

山下委員

手続の話は置いておいて、市としては、開発行為として見たときに技術的な問題はないと判断しているという理解でよろしいか。

つまり、市としては、問題は手続だけであるという認識をしているということによろしいか。

横山室長

そう思っている。

森田委員

資料には、まちづくり条例の手続が取られずに事業が実施されたと書いてあるが、そのような場合に事業を止めることはできないのか。

横山室長

今回、まちづくり条例の対象となっているのは、建築物についてであるので、建築物の建築については工事を止めている。

工作物については、許可対象となっていないので、工事を止めることは出来ないが、色彩や緑化による遮へい等の修繕を指導している。

森田委員

公聴会の結果が、同意と同じものと見なせるのかということ審議するという理解でよろしいか。

横山室長

一番重要なところはその点である。

全体的に幅広く意見を聞くという点においては、開発計画や市の対応についての見識もいただければと思う。

森田委員

公聴会においては、この資料に記載のある以外の意見も出ているのか。

中筋課長

公聴会での意見は、ほぼこの資料に網羅してある。

プラントや排水など開発計画に対する意見はなかった。

山下委員

現時点で、地元と話し合いや協議は出来ていないということか。また、そういったことが出来る状況にないということか。

中筋課長

当該地の野中地区の同意は得られている。

隣接する小多田地区については、平成26年の9月ごろから事業者に

においても説明会を開催するなどしてきたが、同意を得ることが出来ていない。

そういう訳で、市が調整するために検討会を開催し、小多田地区で指摘されている問題点について検討し、対応策をまとめてきた。

そして、開発許可申請については、この検討会での検討内容を踏まえたもので申請いただいている。

ただし、検討会の最後となる第6回では小多田地区の委員が欠席されたので、小多田地区の全戸を対象に検討会のまとめを書面にして配布し、意見を聞く場として地区での説明会の場も設けさせていただいた。

そういう意味では、検討会での検討経過については小多田地区住民に周知されているという認識である。

角野会長

本来の手続であれば、地元の合意が必要なところ、それが得られなかったので検討会、また公聴会を開催し、その結果が資料として出てきている。

地元合意は得られていないけれど、これまでの検討会や、そこで出た意見について事業者にも対応頂いている。

審議会のミッションとしては、このことが地元同意に替わるものと認めてもよいのかということか。

藤原委員

資料を見る限りでは、結局のところ事業者の落ち度で小多田の同意を得ることができていないと見てとれる。

審議会にお墨付きをくれと言われても、「これで大丈夫です」と小多田の方に恨まれるようなことを私は言えない。

事業者が真摯に対応しているのもわかるが、今の結果はしょうがないのではないか。

また、篠山市が排水施設を設けるのは利益供与ではないのか。

このような予算支出があるのであれば議会で揉んでいただく必要がある。

山下委員

事業者に対して地元同意を得ろという指導をする段階では、もうないというのが市の認識ということによろしいか。

山下係長

はい。そう判断したので市としては、公聴会を開催した。

田淵委員

諮問内容を確認したい。

市長は、篠山市として産業廃棄物施設はいらぬということを問うているのか、それとも、ここまできたらどのような配慮をすればよいのかという意見を求めているのか、事業者も真摯に対応しているのもうよいのではないかと意見を求めているのか。

審議会として、篠山市に産業廃棄物施設はふさわしくないからダメだという答申もできるのか。

角野会長

諮問の内容を読み上げる。

「産業廃棄物中間処理施設の建設について（諮問）

産業廃棄物中間処理施設の建設に関して、篠山市まちづくり条例（平成22年篠山市条例第45号）第8条第1項の規定による開発行為等許可申請がありましたので、当該施設の建設計画について、篠山市土地利用基本条例（平成26年篠山市条例第14号）第9条第2項の規定により諮問します。」

角野会長

市長がどのように考えているかということは、審議会の公正・中立である立場から聞いてもしょうがない。

審議会としては、この諮問に対して、今までの経緯も踏まえて認めるかどうかということになるのではないかと思う。

田淵委員

市は適切かつ合理的な土地利用の推進等により農の都を創造する美しいまちづくりを図るため、篠山市まちづくり審議会を置くとなっている。

これから言うと、個人的な意見としては、農の都には産業廃棄物施設自体がふさわしくないと思う。

中筋課長

まちづくり条例においては、地域との合意形成を図るために地元同意を求めているが、今回のように同意が得られないということは、今後も起こり得ることだと思う。

そのような場合、開発が絶対に出来ないのかということ、社会通念上不合理的理由により同意が得られない場合などは、それでもって開発を止めることが難しいと考えている。

そういった場合、公聴会やまちづくり審議会などでの意見を踏まえたうえで、市として判断していくということになるかと思う。

森田委員

小多田地区は3つの区に分かれているが、3人の区長の同意をもって地元同意となるのですか。

中筋課長

条例で同意を求めているのは、地元代表である自治会長と隣接地権者である。

自治会長の同意は、自治会長個人ではなく自治会員の思いを汲んでされるものだと考えている。

小多田地区は3つの集落があるが、ひとつの連合体ということでこれまでも話し合いがなされてきている。

その中で全体として同意が得られるような状況にならないと同意がでないのであろうかと思う。

山下委員

同意が得られない場合は他の手段という判断は正しいと思う。

同意がないとダメだというのは憲法違反だということは、ハッキリしている。

これ以上妥協の余地がないのであれば、事業者にこれ以上過剰な負担

を求めることはできないだろう。

このような状況になってしまえば、同意なしで進めざるを得ないと思う。

ただし、公聴会や審議会での議論で同意に替えるというのは筋違いだと思う。

これ以上の妥協や話し合いの余地がないという状況認識を市としてきっちりしていただいて、そのうえで、しょうがないので次に進むという方策しかないのではないか。

角野会長

話を整理する。

色々な手続のもと同意が得られなかった。

同意に替わるものとして公聴会などの手続や努力をされて、その経緯を踏まえて事業者に改善の要求をしてきた。

事業者もそれについては、基本的に全て対応してきた。

そういう状況で前に進んでいる中で、審議会としては了解するかということになろうかと思う。

意見が分かれるかと思うので、採決を行いたい。

審議会の判断がどのように行政に反映されることになるのかを教えてください。

梶村部長

最終的に判断するのは市長であると認識している。

事業者には地元同意を得るよう強く指導し、事業者も努力をしてきたが結果として、同意を得ることができなかった。

このような状況の中で、公聴会を開催し、広く意見を求めたり、今回審議会を開催し、皆さまに意見を頂戴した。

それらを勘案したうえで、市長に判断いただきたいと考えている。

角野会長

皆さまには市が行われた手続が適当であると認めるかどうかをお諮りしたいと思う。

市が努力してきたこと、業者の対応が適切であったと認めるかどうか

ということをお聞きしたい。

田中委員

市としては6回の検討会でやり尽くしたという認識か。
また、資料の中で景観の届出も提出されていないと書いているが。

中筋課長

当時5月2日の時点では、まだ手続がとられていなかったが、現在は、まちづくり条例及び景観条例の手続はとられている。

野々村部長

検討会を6回、現地見学も含め、行ってきた。
委員には、小多田一区、二区、三区の各代表及び水利代表も来ていただいていたが、6回目には欠席された。
雨水対策や騒音・振動など色々な意見が出ていたが、事業者からの対応策が出された。
資料に記載しているように、県は、雨水対策など全国には先駆けた取り組みとなると評価している。
有識者からは、住民の不安はほぼ解消されているという意見を頂いた。
自治会長会の代表からも、これだけ対処されていれば対処としてはよいのではないかという意見を頂いている。
これらの意見があったので6回でまとめとさせていただいた。
今後についても同意の努力を求める意見をつけながらも6回でまとめとし、県に意見の提出をした。

田淵委員

篠山市としては、今後も産業廃棄物施設が出てきた場合、基準を満たしていれば認めるということか。
市長は、産業廃棄物は篠山には持ち込まないとおっしゃられていたが。

山下係長

土地利用の規制がある場所については、当然できないが、規制のない場所については、理由がなければ、産業廃棄物だからという理由だけでは、許可せざるを得ないのではないかと考えている。

角野会長

時間が迫っているので、採決をさせていただく。

市及び事業者が行ってきたことを適当と認める方は挙手願う。(2人)

適当と認められないという方は挙手願う。(5人)

答申では、こういった結果だったということを申し上げたい。

それぞれの理由をお聞かせ願う。

田中委員

検討会が6回行われたということだが、欠席された方に後から意見を聞いたり、彼らの意見を反映させるのにもう少し余地があるのではと感じたので異議ありという立場をとらせて頂いた。

田淵委員

もっと県と十分に協議して頂きたい。

色々とされてきているが、篠山市の基本姿勢としてこういう施設に賛成出来ない。

清野委員

最後の検討会に欠席された方の意見をもう少し聞く必要がある。

資料に何らかの合意を得る必要があると書いてあるという点についてもう少し補足が必要だ。

梶村部長

1点だけ補足させていただく。

市としては、解決の糸口を見つけるために6回の検討会を開催してきたと申し上げた。

ただ、6回の検討会だけでなく、その後においても、検討会の内容を書面にまとめて今年の5月12日に小多田地区の全戸に配布をしている。

また、5月24日に小多田地区の住民を対象にした市主催の説明会を開催し、検討会に欠席した小多田3地区の代表者及び水利権者の方を含めた小多田住民の方々にお越し頂き、検討会の内容を説明させていただきました。

その後、まちづくり条例に基づいて、広く市民の意見を聞くために広

報に掲載周知し、6月14日に篠山市の全市民を対象とした市民説明会を開催している。

ここでも検討会の経緯・経過を説明しており、市としては6回の検討会だけで済ませたわけではなく、それ以降にも地区への説明等を重ねてきて、今回まちづくり審議会でお諮りさせて頂いている。

田中委員

その場でどのような意見が出たのか。

横山室長

検討会においては、周辺住民の不安に思われている事項について検討してきた。

地域からは明確な反対理由はない、感情的なもので、存在自体がダメだと、他に明確な懸念事項はないという意見は聞いている。

それをもって、市としては明確な根拠のある反対ではないということで最終のまとめを行った。

その後、地区説明会、市民説明会、公聴会といったことを重ねてきている。

田中委員

説明会は地元の人ほどくらい出席されたのか。

山下係長

6月14日に開催したまちづくり条例に基づく市民説明会については、出席者29名であった。

質疑については、「①小多田の方は来られているのか。反対の立場であるなら参加して然るべき意見を述べるのが当然でないか」「②小多田の人が拒否したら許可されないのか」「③事業者として、同意を得るための努力が足りないのではないか。集会にも参加するということが可能だろう」等の質問に対し、「①小多田の方も来られています。ただし、今回の会については小多田地区の方のみを対象としたものではなく、全市民を対象にしているものです」「②市としては同意を得て頂きたい。ただ同意できない理由が市全体として相当な理由なのかを検討しなくてはなりません」「③（事業者から）自治会長にお出合いすることもままならない状況

である。集会に参加して説明をとおっしゃれるのであれば、させていただきます」という回答をさせていただいた。

田中委員

条件が色々出てきたので、もう一度採決をされるほうが良いかと。

角野会長

さきほど異議があるという方の意見を続いてお伺いする。

森田委員

資料に産業廃棄物処理施設だから反対という理由では議論できないとあるが、自分の住んでいるところにこのような施設が出来るということになれば、私は絶対に反対する。

こうであれば議論できないと言われるのであれば、何のための同意であるのか。

原発問題では、原発だから反対という人もたくさんおられるだろう。

それと同じではないか。

その理由がダメと言われるのであれば地元は議論に参加できないと思う。

岐阜県の御嵩町でも産廃を反対する動きがあったが、それは産廃だから反対という理由だった。

私は議論としては、そういった理由でもよいのではないかと思う。

それを否定されたうえで、進められているのであれば、適当と認めることはできない。

山下係長

まちづくり条例は、市民自治の実現や市民福祉の向上という目的で同意を求めている。

このような施設だからダメだということでは土地が死んでしまうので憲法違反ということになりかねない。

来る施設がこうだから、同意する、また同意出来ないということではなく、地域環境に影響があることを踏まえて、どういった配慮をしてもらえたかという確認の意味での同意であると考えている。

田淵委員 憲法違反、裁判で負けるようこうはこの審議会では関係ない。
それは事務方が考えることであって、審議会は意見を出す場である。

山下委員 それは違う。
委員として違法かもしれないということを認めるようなことは、できない。
専門的見地から意見を述べさせていただいている。

田淵委員 裁判に負ける負けないは関係なく、イメージだけで申し訳ないが、地元農業者としては産廃施設があるということだけで、篠山の安全・安心でおいしい農産物に汚点を残すと考えている。

藤原委員 この結果は、事業者側の落ち度において招いた事態だと思う。
資料を読む限りでは、検討会や市による排水施設の設置は、私企業に対する利益供与のように感じる。
こういった流れの中、篠山市の対応を踏まえてN oと言わせていただく。

進戸課長 5月24日の小多田地区の説明会の状況について説明させていただく。
案内は全戸にし、出席者は28名であった。
主な意見は「放射能が心配だ」「事業者から同意を求める電話があった」「法的な理由はないが、小多田全体として施設に反対だ」というものであった。

角野会長 反対意見をまとめると次の3点ということになる。
同意を得られない方に対して粘り強く求めるべきである。
産廃施設が篠山市のまちづくりのコンセプトに合わない。
手続の不備が納得できない。

角野会長

認める側の意見はどうか。

山下委員

これ以上の協議の余地がないのであれば、これ以上同意を求めるとい
うやり方は法治国家において許されないだろう。

市が、その余地がないというのであれば同意の努力を求めてもしょう
がない。

藤本委員

感情的なことや皆さんの意見も分かるが、反対側の明確な意見が見え
てこなかった。

市の努力を認めたい。

角野会長

色々な意見があつたが、賛成・反対の意見の理由を明記し、審議会と
してはこのような意見が出たということで、最終的に市長に判断いただ
きたいと思う。

(2) 太陽光発電設備に関する景観ガイドライン（案）について
事務局より概要説明。

角野会長

只今の事務局からの説明について、意見や質問はあるか。

なお、このガイドラインについては、まちづくり条例の技術基準に位
置付けるということである。

藤本委員

内容については概ね共鳴する。

現場写真を見ると緑のフェンスが目につくので、保安柵について推奨
するのは非常によいと感じた。

表現についてだが、色彩基準で「低彩度」との記載となっているが、
「低明度」とするか「低彩度・低明度」の両方を入れるほうがよいので
は。

また、管理説明板についても過度に目立たないものになるよう、何か
基準があるほうがよいのではないか。

田中委員 稜線の高さの3分の1以下というのは、何で見るのか。

横山室長 地図の等高線で判断する。

田中委員 絶対高さ制限はいらぬのか。
稜線が高ければ、それに合わせて高くなるが。

横山室長 これまでの案件を見ると、篠山では山裾に設置することはあっても、山全体に設置するということは考えにくいということで、このような基準にさせていただいている。

田中委員 基準を作ると基準ギリギリで作ろうという人が出てくる。
高さ基準が3mとなっているが、これまでの事例を見てもっと低くしてもよいのではないか。

横山室長 現在、篠山にはないが、農地に太陽光設備を設置し、その下で耕作するということもあり、2mでは厳しいということで3mとした。

田中委員 農地の場合、接地面をどこにするかということを決めれば、もっと基準を下げられるのではないか。
3mは高すぎではないか。

田淵委員 下で機械を用いて作業することを考えると、3mでは逆に低い。
農用地での太陽光発電のことを考えるならば、逆にもっと高くしてもらいたい。
コストもかかるので、むやみに高くすることはないだろう。
どれぐらいの規模だとこの基準が適用されるのか。

横山室長 まちづくり条例の技術基準に位置付けているので、条例の対象と

なる規模以上のものが対象となる。

工作物であれば300㎡以上、敷地で500㎡以上である。

さきほどの意見を聞くと、高さの基準は農用地以外に適用するほうがよいと感じた。

田中委員

篠山市としては農用地に太陽光を設置しても構わないということか。

田淵委員

専門の見地から言わせていただく。

篠山市がどうということではなく、農地法で認められている。

横山室長

高さの基準設定は、これまでの事例等を踏まえて設定したが、再度検討させていただく。

藤原委員

排水についての配慮も検討いただきたい。

田淵委員

土地に設置する太陽光となっているが、池に設置するものは適用されないということでのいいのか。

中筋課長

土地に設置する太陽光としているのは、建物の屋根に設置するものは除くという考えのもとである。

角野会長

水面に設置するものについて適用するのか、しないのかはハッキリとしておくほうが良い。

山下係長

検討し、明記したい。

藤本委員

分節緑化のイメージ図が明らかに30度以上の角度になっているので、見直されたほうがよい。

田中委員

塀の見本図の杉板の厚みは200ではなく、20ではないか。

板の隙間をどれぐらいにするのかを書いておいたほうがよい。

また、緑化のところでは北側幹線沿いは、高木を植えるとなっているが、高木だけでは、視界が抜けてしまうので、中低木も植えるほうがよい。

横山室長

植栽については、状況に応じて指導させていただく。

森田委員

維持管理についてはガイドラインに入らないのか。

横山室長

設置のガイドラインであるので、維持管理については書いていないが、管理者が誰か明確にし、地域でも対処できるように案内板の設置を盛り込んでいる。

当然、管理義務は発生するので指導はしていきたいと考えている。

藤原委員

現実には、地域にあるコンビニに敷地際の管理をお願いすると、建物しか借りていないという理由で断られたという例もある。

そういった悪い事例もあるということも参考にしておいてもらいたい。

山下委員

難しいとは思いますが、既存のものについてもガイドラインに沿う形になるよう指導していただきたいと思う。

横山室長

検討させていただく。

山下委員

強要はできなくとも事業者に協力を求める働きかけはしていただきたい。

田淵委員

太陽光は見えて恥ずかしいものなのか。

規制が厳しいとコストも余計にかかる。

事業者としては、管理もしやすくコストも下げたいだろう。

植栽をすると管理も大変になるのではないかと。

横山室長

パネル面については、それほど見苦しいものではないと認識しているが、やはり街並みの中にいきなり出てくると違和感がある。

緑化の義務は幹線道路沿いだけにしている。

他については、努力義務としているので、事業者には、板塀で遮へいするなど選択の余地があるようになっている。

まちづくり条例においては、市民説明会や地元同意など相互理解のもとで事業を進めるということで、担保率があがると考えており、本当に守らなければいけない基準は必要最小限としている。

対話型で実現を図っていきたいと考えている。

森田委員

今田の下小野原の案件はだいぶ揉めたと聞いているが、それらを踏まえたガイドラインとなっているのか。

横山室長

今田の下小野原の案件では、当該地の隣接自治会から景観への配慮を求める意見が出たので、今回ガイドラインに中景への配慮ということも盛り込んだ。

角野会長

いくつか修正事項はあるが、内容については適当と認めるということによろしいか。(異議なし)

高さ、遮へい板の隙間、緑の管理、既存への対応等いくつか検討するところはあるが、最終の答申については会長に一任ということで、ご理解願う。(異議なし)

5. 報告事項

(1) 「篠山市土地利用計画」の策定について

山下係長による概要説明

(2) 「篠山市東岡屋地区整備計画」の策定について

山下係長による概要説明

(3) 「篠山市城下町北地区整備計画」の策定について

山下係長による概要説明

角野会長

何か質疑はないか。(なし)

6. その他

景観重要建造物の指定について

事務局より概要説明

角野会長

何か質疑はあるか。

森田委員

歴史文化基本構想にあるうちから市が選定されるということか。
基本構想にないものについてはどうなのか。

横山室長

基本的には、基本構想にあるもののうちからの選定を考えている。
ただし、そこにはないからダメというわけではなく、これからの調査や
市の教育委員会とも相談しながら候補にあげていくことも考えたい。

山下委員

評価カルテは、歴史文化基本構想の物件全てに関して作成するのか。

横山室長

第1回選定のものについて作成しようと考えている。

山下係長

まず、市で候補を選定する。
その選定したものについてカルテを作成し、基準点を満たしたものを
審議会にかけたいと考えている。

田中委員

登録文化財は対象になるのか。

横山室長

検討させていただく。

田中委員

個人宅の場合、情報公開について問題となることが多いので、その点

十分にご留意いただいたほうがよい。

藤原委員

別の話にはなるが、景観に悪影響を及ぼしている物件についての対応もお願いしたい。

角野会長

以上で、本日の審議会を終了する。

7. 閉会